

法改正 & 新法

2024

本書の使い方

解説編

Section 10 | 重要度 ★★★ | 学習したらCheck! □□□ |

刑法③

法令名：刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律
公布日：令和5年6月23日(令和5年法律第66号)
施行日：令和5年7月13日

重要度
★の数が多いほど重要度が高いです。
まずは★★★の項目だけでも押さえましょう。

ここがポイント

- 強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪から不同意わいせつ罪へ
強制わいせつ罪と準強制わいせつ罪が統合され、不同意わいせつ罪に罪名を変更
不同意わいせつ罪は、強制類型(1項)、誤信類型(2項)、16歳未満類型(3項)の3つに区別されることに
- 強制性交等罪・準強制性交等罪から不同意性交等罪へ
強制性交等罪と準強制性交等罪が統合され、不同意性交等罪に罪名を変更
不同意性交等罪は、強制類型(1項)、誤信類型(2項)、16歳未満類型(3項)の3つに区別されることに
- 性交同意年齢を13歳未満から16歳未満に引き上げ
性交同意年齢(同意の有無を問わずに性犯罪が成立する年齢)が、13歳未満から16歳未満に引き上げられた
- 配偶者間でも性犯罪が成立する旨を明記
- 16歳未満の者に対する面会要求等罪を新設

ここがポイント
法改正・新法のポイントをまとめています。

一問一答編

一問一答

次は、昇任試験で特に重要と思われるテーマに係る一問一答です。

Section	問題	
06 刑法②	Q1	単純逃走罪及び加重逃走罪の主体が「法令により拘禁された者」に統一された。
	Q2	法改正後も、通常逮捕された者が刑事施設等収容前に逃走した場合、単純逃走罪に当たらない。
	Q3	単純逃走罪の法定刑が「1年以下の懲役」から
07 刑訴法①	Q4	

一問一答で知識の確認!
特に重要な法改正・新法は一問一答で確認しましょう。
間違った問題は該当ページを復習すると記憶に残ります。

目次

Contents

本書の使い方	2
掲載法令一覧	5
法令略称一覧	6

解説編

Section01 地公法	8
Section02 道交法施行規則	12
Section03 道交法	14
Section04 刑法①	30
Section05 国際テロリスト等財産凍結法	36
Section06 刑法②	40
Section07 刑訴法①	44
Section08 DV防止法	50
Section09 入管法等	56
Section10 刑法③	64
Section11 刑訴法②	80
Section12 性的姿態撮影等処罰法	84
Section13 麻向法等	90

Section06	刑法②	094
Section07	刑訴法①	094
Section08	DV防止法	094
Section10	刑法③	094
Section11	刑訴法②	094
Section12	性的姿態撮影等処罰法	095
Section13	麻向法等	095

本書は、原則として、令和5年から6年にかけて公布又は施行された(る)法改正&新法のうち、警察実務に関わるものをまとめたものです。

※ Section01～04は、令和5年3月号付録「法改正&新法2023」(警察公論第78巻第3号)に掲載したものを再編集したのになります。

掲載法令一覧 (原則として、公布順)

	法令名	法改正・新法のポイント	公布/施行	掲載情報
01	地公法	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳から65歳への定年の段階的な引上げ ・定年前再任用短時間勤務制の導入・役職定年制により、60歳で非管理職へ 	㊦ R30611 ㊨ R50401 (一部を除く)	
02	道交法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年12月1日からアルコール検知器を使用した安全確認の義務化 	㊦ R31110 ㊨ R40401 (一部を除く)	
03	道交法	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル4に相当する、運転者がいない状態での自動運行(特定自動運行)が可能に ・電動キックボードが免許不要で公道走行可能に ・免許証と個人番号カードの一体化 ・全ての自転車利用者にヘルメット着用の努力義務 	㊦ R40427 ㊨ R50401 (一部を除く)	○警察学論集第75巻第8～10号
04	刑法①	<ul style="list-style-type: none"> ・侮辱罪の法定刑引上げ ・「拘禁刑」の創設 	㊦ R40617 ㊨ R70601 (一部を除く)	○警察学論集第76巻第1～2号
05	国際テロリスト等財産凍結法	<ul style="list-style-type: none"> ・国際テロリストの財産の凍結強化 ・組織的犯罪における犯罪収益に関する罪の厳罰化 	㊦ R41209 ㊨ R50601	
06	刑法②	<ul style="list-style-type: none"> ・逃走罪の主体の拡張 ・単純逃走罪の法定刑の引き上げ 	㊦ R50517 ㊨ R50606	○警察公論第78巻第10～11号
07	刑訴法①	<ul style="list-style-type: none"> ・公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設 ・位置測定端末(いわゆるGPS端末)装着命令制度の新設 	㊦ R50517 ㊨ R50606 (一部を除く)	○警察公論第78巻第10～11号
08	DV防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的な暴力のDV被害者も保護命令の対象に ・電話等禁止命令の対象行為の拡大 	㊦ R50519 ㊨ R60401 (一部を除く)	○警察学論集第76巻第11号
09	入管法等	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争避難民などを保護するための手続の創設 ・難民認定手続中であっても送還可能とする例外規定の創設 	㊦ R50616 ㊨ R60615 まで(一部を除く)	

10	刑法③	<ul style="list-style-type: none"> ・強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪から不同意わいせつ罪へ ・強制性交等罪・準強制性交等罪から不同意性交等罪へ ・性交同意年齢を13歳未満から16歳未満に引上げ ・配偶者間でも性犯罪が成立する旨明記 ・16歳未満の者に対する面会要求等罪を新設 	公 R50623 施 R50713 (一部を除く)	○警察公論第79巻第1～2号
11	刑訴法②	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪の公訴時効期間の延長 ・性犯罪の被害者等の公判外供述の証拠能力を認める伝聞例外の制度の新設 	公 R50623 施 R50623 (一部を除く)	○警察公論第79巻第1～2号
12	性的姿態撮影等処罰法	<ul style="list-style-type: none"> ・性的な姿態を撮影する行為や、これにより生成された記録を提供する行為等に対する罰則を新設 	公 R50623 施 R50713 (一部を除く)	○警察学論集第77巻第1号 ○警察公論第79巻第1～2号
13	麻向法等	<ul style="list-style-type: none"> ・大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備 ・大麻等の不正な施用に麻向法の禁止規定及び罰則規定が適用されることに ・「大麻取締法」の題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に変更 	公 R51213 施 R61212 まで(一部を除く)	

法令略称一覧

か	外為法	外国為替及び外国貿易法
	刑訴法	刑事訴訟法
さ	性的姿態撮影等処罰法	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律
た	地公法	地方公務員法
	DV防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
	道交法	道路交通法
な	入管法	出入国管理及び難民認定法
は	犯捜規	犯罪捜査規範
ま	麻向法	麻薬及び向精神薬取締法

刑法②

一部改正

法令名：刑事訴訟法等の一部を改正する法律
公布日：令和5年5月17日(令和5年法律第28号)
施行日：令和5年6月6日

ここがポイント

●逃走罪の主体が拡張され、処罰範囲が広がった

- ・単純逃走罪及び加重逃走罪の主体が「法令により拘禁された者」になった

●単純逃走罪の法定刑が引き上げられ、厳罰化された

- ・1年以下の懲役から、3年以下の懲役に引き上げられた

1 逃走罪の主体の拡張

単純逃走罪及び加重逃走罪の主体が「法令により拘禁された者」に統一された。

「法令により拘禁」とは、法令の根拠に基づいて身体を自由を拘束されることをいい、長期にわたる継続的な身体を自由の拘束のほか、短期の一時的な身体を自由の拘束（逮捕など）も含まれる。

●逃走罪の主体

改正前	改正後
裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者（加重逃走罪の場合は、さらに勾引状の執行を受けた者も）	法令により拘禁された者

●逃走罪の主体の拡張

【改正前】

主体	刑法の規定	単純逃走罪 (97条)	加重逃走罪 (98条)
			裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者
■裁判の執行により拘禁された既決の者 例確定判決により刑事施設等に収容された者 ■裁判の執行により拘禁された未決の者 例刑事施設等に未決勾留されている者		○	○
■勾引状の執行を受けた者 例通常逮捕されたが、刑事施設等収容前の者 例勾引状の執行を受けた証人		×	○
■逃走罪の主体に該当しない者 例現行犯逮捕され、勾留される前の者 例緊急逮捕されたが令状未発付の者 例少年法の保護処分により少年院に収容中の少年		×	×



【改正後】(網掛けは改正により変更された部分)

主体	刑法の規定	単純逃走罪 (97条)	加重逃走罪 (98条)
			法令により拘禁された者
■裁判の執行により拘禁された既決の者 例確定判決により刑事施設等に収容された者 ■裁判の執行により拘禁された未決の者 例刑事施設等に未決勾留されている者		○	○
■勾引状の執行を受けた者 例通常逮捕されたが、刑事施設等収容前の者 例勾引状の執行を受けた証人		○	○
■改正前は逃走罪の主体に該当しなかった者 例現行犯逮捕され、勾留される前の者 例緊急逮捕されたが令状未発付の者 例少年法の保護処分により少年院に収容中の少年		○	○

2 逃走罪の法定刑の引上げ

逃走行為に対する抑止力を高める観点から、単純逃走罪の法定刑が「1年以下の懲役」から「3年以下の懲役」に引き上げられた。*

●単純逃走罪の法定刑の引上げ

改正前	改正後
1年以下の懲役	3年以下の懲役

* 本改正により、単純逃走罪が緊急逮捕(刑訴法210条)できる犯罪に当たることとなる。

DV防止法

一部改正

法令名 : 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

公布日 : 令和5年5月19日(令和5年法律第30号)

施行日 : 令和6年4月1日(⑦3を除く)

ここがポイント

- 接近禁止命令等の申立てができる被害者に、自由、名誉、財産に対する脅迫を受けた者が追加された
- 接近禁止命令等の発令要件に、精神的に重大な危害を受けるおそれがある場合が追加された
- 接近禁止命令等の期間が6か月間から1年間に延長された
- 電話等禁止命令の対象行為に、文書の送付やSNSの送信、性的な記録の送信、位置情報の取得が追加された
- 被害者と同居する未成年の子への電話等禁止命令が新設された
- 退去等命令期間を6か月間に延長できる特例が設けられた
- 保護命令違反の罰則が加重された

① DV防止法の保護命令制度はどのようなものか?

保護命令制度とは、被害者から申立てを受けた裁判所が、暴力や脅迫を行った相手配偶者に対して、つきまといや住居への立ち入りの禁止を命令する制度であり、命令違反には刑罰が科されるものである。

●改正前の保護命令の内容

改正前の保護命令	<input type="radio"/> 被害者への接近禁止命令 <input type="radio"/> 被害者への電話等禁止命令 <input type="radio"/> 被害者の子への接近禁止命令 <input type="radio"/> 被害者の親族等への接近禁止命令 <input type="radio"/> 退去等命令
----------	--

今回の改正では、④で後述するように、上記の保護命令に、新たに、**被害者と同居する未成年の子への電話等禁止命令**(DV防止法(以下「法」という。)10条3項)が加わった。

このsectionでは、説明の便宜上、上記6種類の保護命令から退去等命令を除いたものについて、**接近禁止命令等**と呼ぶこととする。

1 接近禁止命令等の申立てをすることができる「被害者」を拡大(法10条1項～4項)

1 申立てをすることができる被害者の範囲の拡大

改正前は、配偶者から、暴力を振るわれた者及び「殺すぞ」「ぶっ飛ばすぞ」などと脅されている者(身体的DVの被害者)に限定されていたが、改正後は、それらに加えて、「出かけるのは許さない」「大切にしている物を壊すぞ」などと脅されている者(精神的DVの被害者)も、接近禁止命令の申立てができるようになった。

●申立てをすることができる「被害者」の拡大

	生命	身体	自由・名誉・財産
暴力	—	○	—
脅迫	○	○	○

改正前

改正後

- 申立てをすることができる「被害者」の拡大（網掛け部分は改正で追加されたもの）

改正前	改正後
配偶者からの ①身体に対する暴力 又は ②生命、身体に対し脅迫を受けた者	配偶者からの ①身体に対する暴力 又は ②生命、身体、 自由、名誉、財産 に対し脅迫を受けた者

2 接近禁止命令等の発令要件の拡大

発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は**生命・身体・自由等に対する脅迫**により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大された。

- 接近禁止命令等の発令要件の拡大（網掛け部分は改正で追加されたもの）

改正前	改正後
被害者が、 ①更なる身体に対する暴力により、 ②その生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき	被害者が、 ①更なる身体に対する暴力又は 生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫 により、 ②その生命・ 心身 に重大な危害を受けるおそれ大きいとき

2 接近禁止命令等の期間の延長（法10条1項～4項）

接近禁止命令等の期間が6か月から1年に伸長された。

- 接近禁止命令等の期間の延長

改正前	改正後
6か月	1年*

* 子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令について、要件を欠く場合の取消し制度（接近禁止命令の発令後6か月以降等）も創設された。「要件を欠く場合」とは、命令期間中に、被害者と子が同居しなくなった場合や15歳以上の子が命令の維持を望まなくなった場合等が想定される。

3 電話等禁止命令の対象行為の拡大（法10条2項、6項）

ストーカー規制法の規定を参考にしつつ、従来の規制対象である連絡手段・通信手段の代替手段やデジタル化の進展に伴って生じてきた新たな行為が、電話等禁止命令の対象行為とされた。

電話等禁止命令の対象行為（網掛け部分は改正で追加されたもの）

面会の要求／行動監視の告知等／著しく粗野乱暴な言動／無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・ファクシミリ・メール・SNS等送信／緊急時以外の深夜早朝（22時～6時）の電話・ファクシミリ・メール・SNS等送信／汚物等の送付等／名誉を害する告知等／性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）／GPSによる位置情報取得等

4 被害者と同居する未成年の子への電話等禁止命令の新設（法10条3項）

被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを防ぐため、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件を満たす場合に、当該子への電話等禁止命令を発令できるようになった。

●保護命令の拡大（網掛け部分は改正で追加されたもの）

改正前の保護命令	改正後の保護命令
○被害者への接近禁止命令 ○被害者への電話等禁止命令 ○被害者の子への接近禁止命令 ○被害者の親族等への接近禁止命令 ○退去等命令	○被害者への接近禁止命令 ○被害者への電話等禁止命令 ○被害者の子への接近禁止命令 ○被害者と同居する未成年の子への電話等禁止命令 ○被害者の親族等への接近禁止命令 ○退去等命令

●被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件

被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件	①被害者への接近禁止命令の要件を満たすこと ②被害者がその未成年の子と同居していること ③被害者が当該子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があること ④15歳以上の子についてはその子の同意があること
--------------------------	--

5 退去等命令期間の特例の新設（法10条の2）

ワード解説

退去等命令

二 加害者を住居から一定期間退去等することを命じて被害者の保護を図る保護命令

被害者が加害者と同居する住居が被害者単独で所有又は賃借するものである場合は、加害者に退去等を命じても、加害者の居住の自由や財産権への制

約が小さいことから、被害者の申立てにより退去等命令期間が**6か月**になることとされた。

●退去等命令期間

改正前	改正後
2か月	6か月（被害者の申立てがない場合は2か月）

なお、接近禁止命令等の発令要件が法改正により拡大されたが、**退去等命令の発令要件は従前のままであるため注意すること。**

●退去等命令の発令要件

	要件
申立てできる被害者	配偶者からの ①身体に対する暴力 又は ②生命、身体に対し脅迫を受けた者
退去等命令の発令要件	①更なる身体に対する暴力により、 ②その生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき

●【参考】接近禁止命令等の発令要件（改正後）

	要件（網掛け部分は改正で追加されたもの）
申立てできる被害者	配偶者からの ①身体に対する暴力 又は ②生命、身体、 自由、名誉、財産 に対し脅迫を受けた者
接近禁止命令等の発令要件	被害者が、 ①更なる身体する暴力又は 生命・身体・自由・名誉・財産に 対する脅迫 により、 ②その生命・ 心身 に重大な危害を受けるおそれ大きいとき

⑥ 保護命令違反の厳罰化（法29条）

保護命令に違反した者に対する罰則が、**2年以下の懲役又は200万円以下**の罰金へと加重された。

改正前	改正後
1年以下の懲役 or 100万円以下の罰金	2年以下の懲役 or 200万円以下の罰金

7 その他の改正事項

1 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充（法2条の2、2条の3）

国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、

- 被害者の自立支援のための施策
- 国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力を必要の記載事項とすることとされた。

2 協議会の法定化（法5条の2～5条の4、30条）

関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村は「できる規定」、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等が新設された。

3 民事訴訟手続のデジタル化等を踏まえた規定の整備（法14条の2～14条の4、21条、改正法附則3条）

保護命令手続は原則として民事訴訟手続を通して行われるところ、民事訴訟手続は民事訴訟法等改正法（令和4年法律第48号。全面的な施行は公布の日から4年以内）においてデジタル化がなされている。

一方、保護命令手続のデジタル化は内容に応じて順次実施することとなり、その規定の整備は、民事関係手続デジタル化法（令和5年法律第53号。公布の日から5年以内に施行）において行われており、それが生じている。

上記を踏まえ、保護手続命令のデジタル化に関する法14条の2～14条の4、21条の規定は、民事訴訟法等改正法の施行から民事関係手続デジタル化法の施行までの間は、改正前の民事訴訟法に基づく手続をとるよう規定が整備された。